審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　こども家庭課

法令名	母体保護法	法令番号	昭和２３年　法律第１５６号
手続名	受胎調節実施指導員の指定	根拠条項	第１５条第１項

審査基準	「母体保護法施行規則」（昭和２７年８月４日厚生省令第３２号）第９条に基づいて審査する。

受付機関	各保健福祉事務所	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	標準処理期間　１０日 標準経由期間　４日	目次No.	２０